

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 朱冰

### 論文題目

中国語のモダリティ表現の接続詞化と談話標識化に関する通時的構文文法的研究ー日本語との対照を交えてー

### 論文審査担当者

主 査	名古屋大学教授	堀江薫
委 員	名古屋大学教授	杉村泰
委 員	名古屋大学准教授	秋田喜美

## 論文審査の結果と要旨

### [論文の意義]

本博士論文は、機能主義的類型論および通時的構文文法・文法化の観点から、日本語との対照を織り交ぜつつ中国語のモダリティ表現の接続詞化と談話標識化を体系的に考察した研究である。

本博士論文は、これまでのモダリティの文法化研究において必ずしも十分に行われていなかった以下の2点を主要な研究目標とした。

(I) 通時的構文文法の観点からのモーダル表現から「ポストモーダル」への拡張プロセスの解明

(II) 中国語のような東アジアの言語のデータに基づく類型論的モダリティ研究への貢献

本研究の意義は、まだ十分研究が行われていない、モーダル表現が「ポストモーダル機能」を拡張するプロセスを、中国語のモダリティ表現の接続詞化と談話標識化の事例の詳細な分析を通じて解明したことである。

本研究の貢献は、通時的構文文法・文法化及び言語類型論の両者の複合的観点から、中国語の法助動詞の接続詞化、禁止表現の接続詞化、法助動詞（節）の談話標識化という3つのモーダル表現からポストモーダル機能への拡張現象を取り上げ、可能な場合は対応する日本語形式の機能拡張との対比も行いつつ、これまであまり通言語的に観察されていないいくつかの拡張経路を指摘した点にある。これまで、モダリティの類型論的研究・文法化研究は、例えばテンス・アスペクトの研究に比べて、言語普遍的な傾向性を同定することがより難しいという観察があったが、本研究により、モーダル表現からポストモーダル表現への機能拡張においても同様の傾向が見られることが明らかになった。

### [論文の概要]

本博士論文の構成は、以下の通りである。

#### 第1章 序論

本章では、従来のモダリティの文法化研究において不足していた (I) 典型的なモーダルの意味以外の機能・用法への拡張、(II) 中国語のような東アジアの言語におけるモダリティ研究の言語類型論への貢献、という2つの課題を探求するという本研究の目的を提示した。具体的に、本研究は、モダリティ表現の接続詞化と談話標識化を軸に、ポストモーダル機能の発達を観察するものであり、特に (i) 法助動詞の接続詞化、(ii) 禁止表現の接続詞化、(iii) 法助動詞（節）の談話標識化という3つの拡張パターンをケーススタディとして取り上げていくことを述べ、合わせて研究方法（共時的・通時的コーパス調査）及び使用するコーパスについても紹介した。

#### 第2章

本章では、本研究が採用する通時的構文文法の枠組み、アプローチから具体的な拡張の分析例を提示し、基本的に Traugott and Trousdale (2013) が提案した「構文化」の枠組みを援用している。本章では、構文文法の基本的な考え方、及びこれまでの文法化研究における2つの異なるアプローチを紹介した上で、構文化理論の主要な主張、特に構文変化と構文化という2種類の変化の区別を詳述した。特に重要なのは構文化であり、そこでは一連の構文変化を経て、新しい形式と新しい意味のペアリングが成立する際、構文ネットワークに新しい節点が作られる。構文化については、これまでの文法化研究が主張してきた縮小へ向かう一方向性の代わりに、構文または構文ネットワーク

の生産性・スキーマ性・合成性という部分的な特徴に見られる方向性がより重要だとされている。

### 第3章

本章では、ポストモーダル機能の拡張のケーススタディとして、束縛的法助動詞“必須”（「なければならない」）における必要条件節マーカー機能の拡張を例として、法助動詞の接続詞化を分析し、他の拡張例として、法助動詞“要”（「なければならない」）と“可能”（「かもしれない」）における節連結機能の獲得についても言及した。中国語の法助動詞の節連結機能の拡張経路のうち、特に注目すべきこととして、“必須”を代表例とする「束縛的必然性>必要条件」という経路は、類型論上、必ずしも普遍的に観察されるものではなく、モダリティの文法化に関する類型論的研究に中国語からの貢献が可能であることが分かった。

### 第4章

本章では、ケーススタディの2つ目として、禁止（否定の命令）表現から接続詞への拡張の一例として、“别说”（「言うまでもなく」や「まして～なんて」に類似）を代表とする禁止マーカーと発話動詞の組み合わせに由来した尺度添加を表す等位接続詞への成立過程を考察した。中国語では、「禁止>尺度添加」、「禁止>譲歩」、「禁止>譲歩条件」といった拡張経路が観察された。（肯定の）命令表現における節連結機能の拡張は、日本語（例：「にせよ」「にしろ」）を含めて、通言語的によく観察されるが、禁止表現から等位接続や従位接続をマークする接続詞への拡張は、類型論上、必ずしも顕著な現象ではないため、モダリティ、特に禁止表現の文法化に関する類型論研究に重要なデータを提供している。

### 第5章

本章は、ケーススタディの最後として、法助動詞（節）の談話標識化について、“应该说”を例として、その成立過程と談話機能を考察した。“应该说”は束縛的法助動詞“应该”（「べきだ」）と発話動詞“说”（「言う」）からなる主節の一部から、文副詞的な要素に転成したものである。“应该说”は実際の談話において、談話標識として多様な談話機能を果たしている。これらの表現には[[法助動詞+a] ↔ [スタンスマーキング]]という共通のスキーマが存在している可能性を指摘した。言語類型論の観点から言えば、法助動詞と他の要素との組み合わせが文副詞的な要素や挿入句に転成することは、必ずしも中国語固有の現象ではなく、例えば日本語でも、慣習化の度合いは低いかもしいが、類似した現象（例：「～と言うべきだ」「～と言ってもいい」）が観察できる。しかしながら、中国語は多様な結合パターンを提供しているのみならず、一部の表現は慣習化した談話標識となり、多様な談話機能を果たせるようになっており、ポストモーダルの段階において、積極的に談話領域へ機能拡張していることを本章で指摘した。

上記をまとめ第6章で結論を示すとともに、今後の課題と展望について述べた。

### [審査委員会による審議および合否判定]

口述試験では、申請者から博士論文の各章についての説明が行われた後、審査委員からそれぞれに質疑応答が行われた。審査委員全員が、本研究が3年間という限られた年限の中で理論的考察（通時的構文文法・文法化、言語類型論）と中国語のモーダル表現のポストモーダル機能への拡張事例の詳細な通時的・共時的分析を組み合わせ、中国語のデータから言語類型論、文法化研究へ貢献できる新たな洞察を得ている点を高く評価する点で一致を見た。その上で内容（理論的考察および分析）、形式の両面に関して確認を含め質疑応答が行われた。

全体として本論文は質量ともに博士後期課程の学位論文としての基準を十分に満たしていると審査委員会の全員一致で判断した。したがって、本論文を合格と判断した。